

北河内7市の児童発達支援について

資料3

市町村名	児童発達支援センター						支給日数 (児童発達支援)
	施設数	定員	H28.11.1時点の 在園児童数	対象年齢	並行通園	通園児童以外への療育の実施	
守口市	1	80	57	0~5	原則可能だが、わかくさ・わかすぎ園を 卒園後の並行通園は不可	毎週火曜日と木曜日に午後からの1時間程度、5歳児を中心とした個別の療育を実施。(受給者証が必要) 毎週水曜日に午後からの1時間程度、5歳児を中心とした親子でのグループ支援を実施(受給者証なし)	23日/月
交野市	1 ※事業所	20	44	0~5	週1回程度の並行通園が可能	毎週月曜日の午後から市保健師からの紹介で親子通園を行っている。受給者証はなし。(定員:20名)	23日/月
門真市	1	80	80	1~5	週に2~3回程度	週1回程度の頻度で、3~10歳までの障がいのある子どもを対象に、個別療育とグループ療育を実施。集団行動等への社会適応能力の向上を目指す。また、保護者が主体的に解決の方向へ向かえるよう支援する。	23日/月
四條畷市	1	30	24	1~就学前	不可	地域児童を対象に外来訪問訓練として作業療法、理学療法を実施	23日/月
大東市	2	60	59	0~5	週に2回程度だが、限定はしていない	外来の言語相談、発達相談を実施	個別の利用計画案に基づいて決定
寝屋川市	3	120	122	0~5	週1回	外来の訓練、相談、歯科診療	23日/月
枚方市	2	80	78	1~5	不可	遊び等の体験を通じた子育て支援、保護者への療育相談、親子交流の場の提供。在園児以外の乳幼児と小学校3年生までの卒園児を対象に機能訓練や個別相談を実施。	個別の利用計画案に基づいて決定